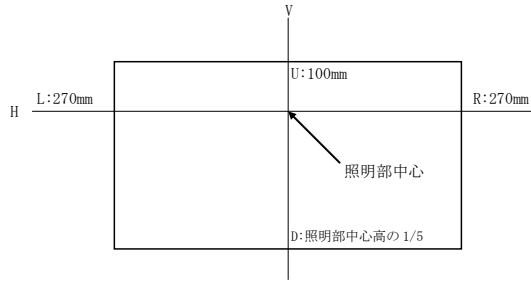


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-62 走行用前照灯</p> <p>7-62-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 の 6.3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係）</p> <p>7-62-2 性能要件</p> <p>7-62-2-1 テスタ等による審査</p> <p>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び③後段に規定する審査方法によることができる。（保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係）</p> <p>① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 2 項第 1 号）</p> <p>ア 計測の条件</p> <p>(ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態</p> <p>(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</p> <p>(ウ) 原動機が作動している状態</p> <p>(エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態</p> <p>(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>(ア) 自動車（(イ) の自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。</p>	<p>8-62 走行用前照灯</p> <p>8-62-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 の 6.3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係）</p> <p>8-62-2 性能要件</p> <p>8-62-2-1 テスタ等による審査</p> <p>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び③後段に規定する審査方法によることができる。（保安基準第 32 条第 2 項関係）</p> <p>① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 2 項第 1 号）</p> <p>ア 計測の条件</p> <p>(ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態</p> <p>(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</p> <p>(ウ) 原動機が作動している状態</p> <p>(エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態</p> <p>(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>(ア) 自動車（(イ) の自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>a 四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあつては、1灯につき15,000cd</p> <p>b 四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあつては、1灯につき12,000cd。 ただし、12,000cdに満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15,000cdであつてもよい。</p> <p>c 四灯式のものにあつては、主走行用ビームの光度が1灯につき12,000cd、又は他の走行用前照灯との光度の和が15,000cd</p> <p>(イ) 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備える走行用前照灯(四灯式にあつては、主走行用ビーム)は、その最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき10,000cd以上であること。</p> <p>② 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cdを超えないこと。(細目告示第120条第3項第3号)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあつては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。 この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあつては、前照灯試験機(走行用)を用いて①アの各号により自動車を計測したとき(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測したとき)に、走行用前照灯(四灯式にあつては、主走行用ビーム)の最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第3項第4号関係) (参考図) 走行用前照灯の判定値〔①イ(7)及び③関係〕</p>	<p>a 四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあつては、1灯につき15,000cd</p> <p>b 四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあつては、1灯につき12,000cd。 ただし、12,000cdに満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15,000cdであつてもよい。</p> <p>c 四灯式のものにあつては、主走行用ビームの光度が1灯につき12,000cd、又は他の走行用前照灯との光度の和が15,000cd</p> <p>(イ) 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び昭和35年9月30日以前に製作された自動車(最高速度25km/h未満のものを除く。)に備える走行用前照灯(四灯式にあつては、主走行用ビーム)は、その最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき10,000cd以上であること。</p> <p>② 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cdを超えないこと。(細目告示第198条第3項第3号)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあつては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。 この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあつては、前照灯試験機(走行用)を用いて①アの各号により自動車を計測したとき(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測したとき)に、走行用前照灯(四灯式にあつては、主走行用ビーム)の最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第198条第3項第4号関係) (参考図) 走行用前照灯の判定値〔①イ(7)及び③関係〕</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査



7-62-2-2 視認等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第2項関係、細目告示第120条第2項関係)

- ① 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。(細目告示第120条第2項第2号)
- ② 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。(細目告示第120条第2項第3号)
- ③ 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。(細目告示第120条第2項第4号)
- ④ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。(細目告示第120条第2項第5号)
- ⑤ 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。(細目告示第120条第2項第6号)
 - ア 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた曲線道路用配光可変型走行用前照灯
 - イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯
 - ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯

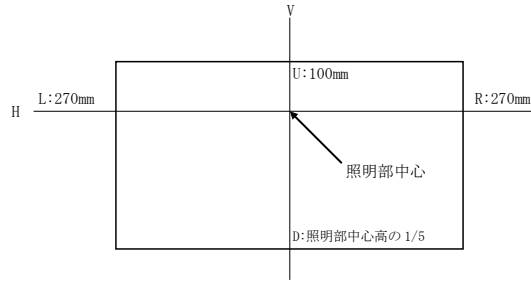
7-62-3 取付要件 (視認等による審査)

- (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、④から⑩まで及び7-62-2-1③) に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係)

- ① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)



8-62-2-2 視認等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係)

- ① 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。(細目告示第198条第2項第2号)
- ② 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。(細目告示第198条第2項第3号)
- ③ 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。(細目告示第198条第2項第4号)
- ④ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。(細目告示第198条第2項第5号)
- ⑤ 走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。(細目告示第198条第2項第6号)

8-62-3 取付要件 (視認等による審査)

- (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、④から⑩まで及び8-62-2-1③) に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第198条第3項関係)

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第198条第3項関係)

- ① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）及び最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあっては1個、2個又は4個であること。</p> <p>この場合において、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。</p> <p>② 4個の走行用前照灯（格納式走行用前照灯であるものに限る。）を備える自動車にあっては、①の規定にかかわらず、4個の走行用前照灯のほか、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発することを専らの目的とする前照灯を2個備えることができる。</p> <p>③ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>④ 走行用前照灯は、走行用前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</p> <p>⑤ 走行用前照灯は、走行用前照灯の点灯操作を行ったときに自動車の両側に備える走行用前照灯のうちそれぞれ1個又は全ての走行用前照灯が同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用前照灯の点灯操作を行ったときに全ての走行用前照灯が消灯するものであること。</p> <p>⑥ 走行用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、⑥ただし書の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑧ 走行用前照灯の直射光又は反射光は、当該走行用前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑨ 走行用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。</p>	<p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）及び最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあっては1個、2個又は4個であること。</p> <p>この場合において、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。</p> <p>② 4個の走行用前照灯（格納式走行用前照灯であるものに限る。）を備える自動車にあっては、①の規定にかかわらず、4個の走行用前照灯のほか、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発することを専らの目的とする前照灯を2個備えることができる。</p> <p>③ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>④ 走行用前照灯は、走行用前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</p> <p>⑤ 走行用前照灯は、走行用前照灯の点灯操作を行ったときに自動車の両側に備える走行用前照灯のうちそれぞれ1個又は全ての走行用前照灯が同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用前照灯の点灯操作を行ったときに全ての走行用前照灯が消灯するものであること。</p> <p>⑥ 走行用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、⑥ただし書の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑧ 走行用前照灯の直射光又は反射光は、当該走行用前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑨ 走行用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑩ 走行用前照灯は、7-62-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑪ 走行用前照灯は、その作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。</p> <p>ア 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光又は反射光に反応すること。 この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車を、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする。</p> <p>イ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。</p> <p>ウ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>(2) 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯</p>	<p>⑩ 走行用前照灯は、8-62-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 4 項関係)</p> <p>8-62-4 適用関係の整理 7-62-4 の規定を適用する。</p>
<p>7-62-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-62-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>(2) 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、7-62-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>(3) 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-62-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>(4) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-62-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p>(5) 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (次に掲げる自動車を除く。) については、7-62-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。</p> <p>① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア UN R98、UN R112 又は UN R113 に基づく認定証を有する自動車</p> <p>イ アに掲げる協定規則に基づく Ⓜ マークを有する装置を備えた自動車</p> <p>ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車</p> <p>7-62-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>7-62-5-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の前面には、7-62-5-2 (1) の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってその全てが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を 1 個、2 個又は 4 個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1 個又は 2 個）備えなければならない。

この場合において、その光源が 25W を超えるものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

7-62-5-2 性能要件

(1) 7-62-5-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。

② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

③ ①の性能及び②の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。

ア 計測の条件

(ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態

(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、(ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態

(ウ) 原動機が作動している状態

(エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯とを正対させた状態

(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定（①の性能）

自動車（最高速度 25km/h 未満のものを除く。）の走行用前照灯（四灯式にあつては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。

ウ 計測値の判定（②の正射）

走行用前照灯（四灯式にあつては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあること。

④ 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。

⑤ 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 7-62-5-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-62-5-1 (2) の規定によるほか、7-62-5-2

(1) (②及び⑤に限る。) の規定を準用する。

(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。

① 走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの

② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

7-62-5-3 取付要件

7-62-7-3 に同じ。

7-62-6 従前規定の適用②

昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条 第 3 項第 2 号関係）

7-62-6-1 装備要件

(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面には、7-62-6-2 (1) の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。

(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってその全てが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を 1 個、2 個又は 4 個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1 個又は 2 個）備えなければならない。

この場合において、その光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

7-62-6-2 性能要件

(1) 7-62-6-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。

② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

③ ①の性能及び②の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。

ア 計測の条件

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態</p> <p>(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</p> <p>(ウ) 原動機が作動している状態</p> <p>(エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯とを正対させた状態</p> <p>(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態</p>	
<p>イ 計測値の判定（①の性能）</p> <p>(ア) 走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。</p>	
<p>ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。</p> <p>a 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1 灯につき 15,000cd</p> <p>b 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1 灯につき 12,000cd。 ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd</p> <p>c 四灯式のものは、主走行用ビームが 1 灯につき 12,000cd。 ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd</p>	
<p>(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車の走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p>	
<p>ウ 計測値の判定（②の正射）</p> <p>走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあること。</p>	
<p>④ 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。</p> <p>⑤ 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。</p>	
<p>(2) 7-62-6-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-62-6-1 (2) の規定によるほか、7-62-6-2 (1) (②及び⑤に限る。) の規定を準用する。</p>	
<p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。</p> <p>① 走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの</p> <p>② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの</p>	
<p>7-62-6-3 取付要件</p> <p>7-62-7-3 に同じ。</p>	
<p>7-62-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p>	
<p>7-62-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面には、7-62-7-2 (1) の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってその全てが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を 1 個、2 個又は 4 個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1 個又は 2 個）備えなければならない。</p> <p>この場合において、その光度が 10,000cd 以上のものにあっては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。</p>	
<p>7-62-7-2 性能要件</p> <p>(1) 7-62-7-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの）にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。</p> <p>② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>③ ①の性能及び②の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p>	
<p>ア 計測の条件</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- (ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯とを正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定（①の性能）

(ア) 走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。

ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。

- a 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1 灯につき 15,000cd
- b 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1 灯につき 12,000cd。

ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd

- c 四灯式のものは、主走行用ビームが 1 灯につき 12,000cd。

ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd

(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車の走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。

ウ 計測値の判定（②の正射）

走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあること。

- ④ 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。
- ⑤ 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 7-62-7-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-62-7-1 (2) の規定によるほか、7-62-7-2

(1) (②及び⑤に限る。) の規定を準用する。

(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。

- ① 走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの
- ② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

7-62-7-3 取付要件

(1) 7-62-7-1 (1) の走行用前照灯は、7-62-7-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① 走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては 1 個又は 2 個、三輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては 1 個、2 個又は 4 個であること。

- ② 走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を 1 個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

- ③ 走行用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-62-8 従前規定の適用④

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係）

7-62-8-1 装備要件

(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面には、7-62-8-2 (1) の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。

(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってその全てが同一であり、かつ、安全な運行

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を1個、2個又は4個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個）備えなければならない。

この場合において、その光度が10,000cd以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個その前面に備えなければならない。

7-62-8-2 性能要件

(1) 7-62-8-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。
- ② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。
- ③ 平成10年8月31日以前に製作された自動車並びに平成10年9月1日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、①の性能及び②の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車であつて、前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測）し、判定するものとする。

ア 計測の条件

- (ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯とを正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定（①の性能）

(ア) 走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。

ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。

- a 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1灯につき15,000cd
- b 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1灯につき12,000cd。
ただし、12,000cdに満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15,000cd
- c 四灯式のもの、主走行用ビームが1灯につき12,000cd。

ただし、12,000cdに満たない場合にあつては、他の走行用前照灯との光度の和が15,000cd

(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車の走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は1灯につき10,000cd以上であること。

ウ 計測値の判定（②の正射）

走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの鉛直面の範囲内にあること。

- ④ 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。
- ⑤ 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 7-62-8-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-62-8-1 (2) の規定によるほか、7-62-8-2 (1) (②及び⑤に限る。) の規定を準用する。

(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。

- ① 走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの
- ② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

7-62-8-3 取付要件

(1) 7-62-8-1 (1) の走行用前照灯は、7-62-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。
ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては1個、2個又は4個であること。
- ② 走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を1個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。
ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。
- ③ 走行用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-62-9 従前規定の適用⑤

令和2年6月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
ア UN R98、UN R112 又は UN R113 に基づく認定証を有する自動車
イ アに掲げる協定規則に基づく㊟マークを有する装置を備えた自動車
ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車

7-62-9-1 装備要件

7-62-1に同じ。

7-62-9-2 性能要件**7-62-9-2-1 テスタ等による審査**

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 走行用前照灯（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。
この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。
ア 7-62-2-1①アに同じ。
イ 7-62-2-1①イに同じ。

- ② 7-62-2-1②に同じ。

- ③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。

7-62-9-2-2 視認等による審査

7-62-2-2に同じ。

7-62-9-3 取付要件（視認等による審査）

7-62-3に同じ。